

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議等で意識啓発を行うとともに、教職員用学内Web掲示板に機構のいじめ防止等対策ポリシー等を掲示した。	引き続き継続する。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有し、各事例への対応方針を協議した。	引き続き継続する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	コロナの影響により、対面研修を中止とし、個別に教職員が本校カウンセラーに相談できる体制を整え、いじめに関する研修会として、高専機構本部から提供のあった「いじめ防止等研修動画」の視聴を周知した。また学校医（精神科医）の先生にお越しいただき、学生相談室教職員といじめに関する情報交換会を行うなどした。さらにR5年2月の文部科学省通知を受け、全教職員が参加する会議においてその主旨及びマニュアル等に沿った対応を取るべきこと等について周知徹底を図った。	引き続きカウンセラー相談、動画視聴、情報交換会は継続するとともに、R6.2.14にいじめに関する研修を本校カウンセラーを講師に開催する。	R6.2.14
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議、学内教職員向けwebサイト、学生便覧等に掲載し全教職員に周知した。	引き続き継続する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議、学内教職員向けwebサイト等に掲載し全教職員に周知した。	引き続き継続する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員に対し、学生課から年3～4回メールで周知をするともに、教員会議等でも学生の気になる様子を把握した場合は速やかに学生課又は保健室に相談（報告）する事を周知徹底するとともに情報集約後は、学校いじめ対策委員会に報告した。また、新人教職員研修の際にも周知を行った。	引き続き継続する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内教職員向けwebサイト等に掲載し周知を行うと共に、役割を定め案件によっては臨機応変に対応を行った。	引き続き継続する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	office365を利用して、関係教職員が最新の情報を共有した。	引き続き継続する。	—
9	令和4年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	学校いじめ防止等基本計画・学校いじめ防止プログラム・早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に開催し（5,6,10,11月）アンケート結果を「学校いじめ対策委員会」「教員会議」等で教職員に周知済。	引き続き継続する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	構成員の1人としてSCを含み役割を明確にしている。また、スクールカウンセラーが得た情報は必要な教職員間で共有している。	引き続き継続する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生に対し講話を年1回実施した。	引き続き継続する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	講話等で、学生主事から説明を行うとともに、いじめが犯罪につながる可能性があることを含めた事案例等を掲載した、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」を4月に全学生に配付及び教室掲示を行った。	引き続き継続する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会が主体的にいじめアンケートを行った。	学生会が行う、いじめアンケートの質問項目について見直しを行う。併せて教員学生会連絡会がいじめ問題について意見交換を行う。	意見交換： R6.1.12
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校HPに学校いじめ防止基本計画等を掲載した。また、R5年度は保護者に対し、いじめ防止の取組について、総会等を利用し周知する予定。	引き続き継続する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合は、被害・加害の双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を説明する等、徹底した。	引き続き継続する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	R4年度は外部評価委員会等外部の有識者等で構成される会議が開催されていないため説明はできなかったが、連携・協力体制は築いている。	引き続き継続する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	引き続き継続する。	—